

審査請求の手引き

2022年12月

京都弁護士会

第1 審査請求

1 総論

行政庁の処分不服がある者は、行政庁に対して、その処分について、不服申立てを行うことができます。この不服申立制度について定められている法律が、行政不服審査法（以下、「法」という。）であり、原則的な不服申立手続が「審査請求」です。

2 審査請求の特徴

審査請求は、①簡易迅速な手続により、国民の権利利益を救済することが可能である、②費用がかからない、③適法・違法の審査のみならず、当・不当の審査も可能である、④行政の自己統制の手段としての機能を果たす、といった特徴があるとされています。

3 審査請求の対象

審査請求の対象となるのは、原則として、行政庁によるすべての処分です（法2条）。例えば、生活保護の申請を却下する処分や、課税処分などがあげられます。

4 審査請求ができる者

処分に対する審査請求ができるのは、「行政庁の処分不服のある者」（法2条）です。これは、主に行政庁の処分により不利益を受けてしまった方のことです。

5 審査請求ができる期間

処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません（法18条1項）。

また、上記の「3か月以内」であったとしても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができません（法18条2項）。

6 審査請求書の書き方

審査請求書には、審査請求人の氏名、住所、審査請求に係る処分、処分があったことを知った日、審査請求の趣旨及び理由、審査請求書を提出される日の年月日を記入しなければなりません（法19条、同施行令4条）。

詳しくは、別紙審査請求書をご参照ください。

7 代理人による審査請求

審査請求は、弁護士などの代理人により行うことが可能です（法12条1項）。

第2 審理に係る者

1 審査請求人

審査請求をされた方のことを、審査請求人といいます。

2 処分庁

審査請求に係る処分をした行政庁を、処分庁といいます。処分庁は、審査請求書が提出されると、処分庁の主張を記載した弁明書や証拠書類を提出するなどして、審査請求に係る処分が違法・不当でないことを主張することになります。

3 審査庁

審査請求に対応し、最終的に裁決をおこなう行政庁を、審査庁といいます。原則として、処分庁の最上級行政庁が審査庁となり、処分庁に上級行政庁がない場合は、当該処分庁が審査庁となります。

4 審理員

審査庁から指名を受けて、審査請求の内容について具体的に審理をする担当者を、審理員といいます。問題となっている処分に携わっていない者が審理員に指名されるため、審理員が審理をおこなうことにより、審理の公正性・透明性が確保されることが期待されています。

審理員は、審理終了後に意見書を作成し、審査庁に提出することになります。

5 行政不服審査会

審理員による審理が終了した後、審査庁の諮問を受けて、審査請求について答申をおこなう機関を、行政不服審査会といいます。

行政不服審査会は、法律の専門家等により構成される機関であり、専門的観点から、審査庁の判断の妥当性をチェックする役割を担っています。

審査庁は、行政不服審査会の諮問を受けた後、これを踏まえて裁決をおこなうことになります。

第3 審査請求人の主な活動

1 審査請求書の提出

審査請求書を提出することにより、審査請求をおこないます（書式例参照）。審査請求書は、処分庁または審査庁となるべき行政庁に提出します。

2 反論書、証拠書類等の提出

審査請求書が提出された後、処分庁は弁明書を作成・提出します。

審査請求人は、この弁明書に対して、反論書を提出することができます。また、証拠書類等を提出することもできます。

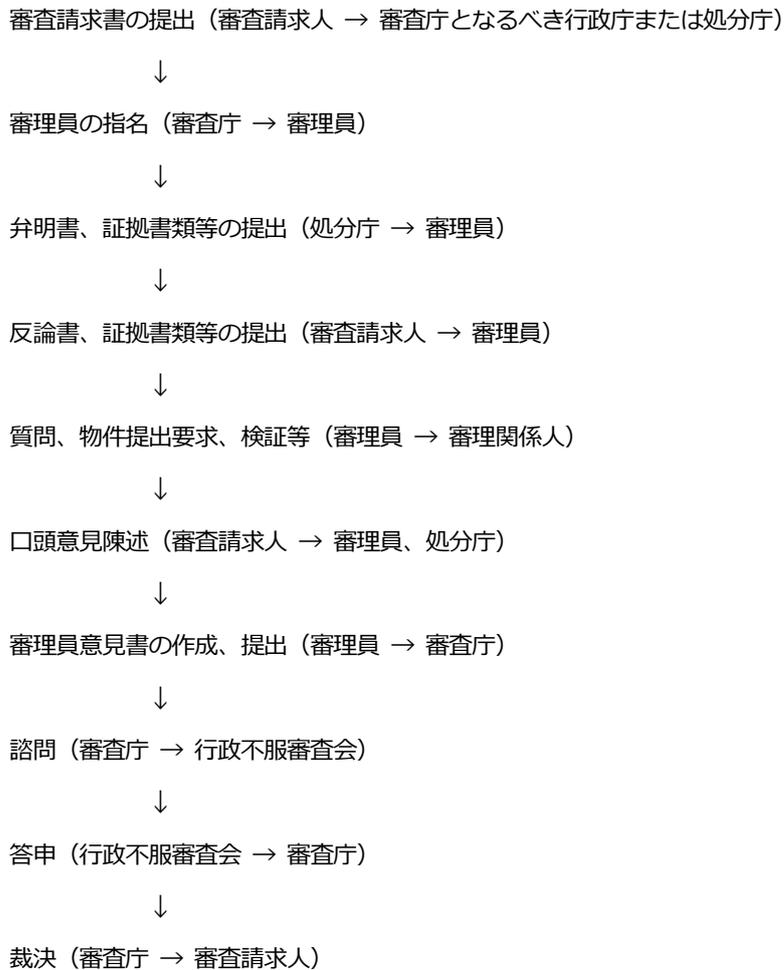
3 口頭意見陳述

審査請求人は、すべての審理関係人が集う場において、口頭で意見を陳述することができます。また、審査請求人は、その場で処分庁に対して質問をおこなうことができます。

口頭意見陳述をおこなうためには、審査請求人が申立てをおこなう必要がありますので、注意が必要です。

第4 審査請求の流れ

審査請求は、概ね、以下のような流れで進行します。



審査請求は、代理人がおこなうことも可能ですので、行政庁の処分に不服がある方は、どうぞ京都弁護士会（電話：075-231-2378）にご相談ください。

(書式例)

審 査 請 求 書

令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 御中

審査請求人 × × × ×

〇〇〇〇が行った下記処分について不服があるので、次のとおり審査請求を行う。

第1 審査請求人の住所、氏名及び生年月日

住 所

氏 名

生年月日

第2 審査請求に係る処分

〇〇〇〇が令和 年 月 日付で審査請求人に対して行った〇〇法に基づく〇〇決定

第3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和 年 月 日

第4 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消す

との決定を求める。

第5 審査請求の理由

第6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます。」等の教示があった。